

第 11 号

藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例の制定について

藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例

藤崎台県営野球場条例（昭和35年熊本県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「5,060円」を「5,610円」に、「4,400円」を「4,870円」に、「5,280円」を「5,850円」に、「5,610円」を「6,210円」に、「6,500円」を「7,200円」に、「7,040円」を「7,800円」に、「8,040円」を「8,900円」に、「1,760円」を「1,950円」に、「2,100円」を「2,330円」に、「3,000円」を「3,330円」に、「3,700円」を「4,100円」に、「1,100円」を「1,220円」に改める。

別表の2の表中「580円」を「650円」に、「250円」を「280円」に、「1,470円」を「1,690円」に、「660円」を「760円」に、「2,930円」を「3,370円」に、「1,330円」を「1,530円」に、「4,720円」を「5,420円」に、「2,140円」を「2,460円」に、「350円」を「390円」に、「150円」を「170円」に、「230円」を「260円」に、「100円」を「110円」に、「460円」を「510円」に、「200円」を「230円」に改める。

別表の3の表中「495,000円」を「547,970円」に、「123,200円」を「136,390円」に、「44,000円」を「48,710円」に、「28,000円」を「31,000円」に、「22,000円」を「24,360円」に、「14,000円」を「15,500円」に、「11,000円」を「12,180円」に、「7,000円」を「7,750円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

藤崎台県営野球場の施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直しに伴い、使用料の額を改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。